

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【公表番号】特表2017-518843(P2017-518843A)

【公表日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-026

【出願番号】特願2016-575408(P2016-575408)

【国際特許分類】

A 6 1 B 8/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 8/08

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月13日(2018.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象から画像データを受信し、

前記画像データを拡張壊死組織ゾーン及びイメージングゾーンについて評価し、前記拡張壊死組織ゾーンは、治療ゾーンと、前記治療ゾーンを少なくとも部分的に囲む周辺部とを含み、前記イメージングゾーンは、1つ以上のプッシュパルスのための境界を画定し、

前記イメージングゾーンの場所に対する前記拡張壊死組織ゾーンの場所に基づいて、プッシュパルスの音響パワーのレベルを決定し、

決定された前記音響パワーのレベルのプッシュパルスを開始する、  
照射安全プロセッサを含む、医用装置。

【請求項2】

前記画像データは超音波データである、請求項1に記載の医用装置。

【請求項3】

前記治療ゾーンは、アブレーション処理されるべき組織、アブレーション処理された組織、又はこれらの組合せを含む、請求項1に記載の医用装置。

【請求項4】

前記イメージングゾーンの前記場所が前記治療ゾーン内にある場合、前記音響パワーのレベルは所定の閾値を超える、請求項1に記載の医用装置。

【請求項5】

前記イメージングゾーンの前記場所が前記周辺部内にある場合、前記音響パワーのレベルは所定の閾値を超える、請求項1に記載の医用装置。

【請求項6】

前記イメージングゾーンの前記場所が前記治療ゾーン内、前記周辺部内、又はこれらの組合せの内にある場合、前記音響パワーのレベルは所定の閾値を超え、前記治療ゾーンにおける音響パワーのレベルは前記周辺部における音響パワーのレベルよりも大きい、請求項1に記載の医用装置。

【請求項7】

前記所定の閾値は、イメージングのための音響パワーの規制限界を含む、請求項4乃至6の何れか一項に記載の医用装置。

【請求項8】

更に、前記プッシュパルスによって形成されたビームに沿った追跡パルスを発生させる、請求項 1 に記載の医用装置。

**【請求項 9】**

前記照射安全プロセッサは、ユーザインターフェースに結合される、請求項 1 に記載の医用装置。

**【請求項 10】**

前記ユーザインターフェースは、グラフィカルディスプレイを含む、請求項 9 に記載の医用装置。

**【請求項 11】**

前記照射安全プロセッサは更に、前記グラフィカルディスプレイ上に前記拡張壊死組織ゾーン及び前記イメージングゾーンを表示する、請求項 10 に記載の医用装置。

**【請求項 12】**

前記アブレーション処理されるべき組織及び前記アブレーション処理された組織は、肝臓、前立腺、及び心筋からなるグループから選択される組織を含む、請求項 3 に記載の医用装置。

**【請求項 13】**

前記画像データは、無線周波数アブレーション、高密度焦点式超音波、マイクロ波アブレーション、及び前腫瘍病期診断手術からなるグループから選択されるプロシージャの対象となる組織を含む、請求項 1 に記載の医用装置。

**【請求項 14】**

前記照射安全プロセッサは更に、前記拡張壊死組織ゾーン及び前記イメージングゾーンの剛性マップを生成する、請求項 10 に記載の医用装置。

**【請求項 15】**

前記剛性マップは、前記治療ゾーン、前記周辺部、及び前記イメージングゾーンの間の境界を示す、請求項 14 に記載の医用装置。